令和６年度加東市まちづくり活動費補助金（自治組織分）交付申請の手引き

①

１．趣　　旨

　住民自治組織（地域づくり協議会、ふれあい協議会、ふれあい広場、地域活性推進委員会、まちづくり協議会などのこと。以下同じ。）が行う、コミュニティを推進する活動に対して補助金を交付することによって、地域コミュニティの推進、地域主体のまちづくりを支援します。

２．補助対象

　住民自治組織が主体的に行う、地域コミュニティを推進する活動に必要な経費を補助対象とします。

３．補助対象経費

＜対象となる経費＞

**活動・事務**等に要する経費とします。

|  |  |
| --- | --- |
| ＜補助対象となる支出＞ | ＜補助対象とならない支出＞ |
| (1)使用料（施設使用、自動車借上げ、機器使用等）(2)消耗品費（用紙、文房具等）(3)印刷製本費（チラシ、プログラム印刷等）(4)食糧費（弁当、飲料等）※制限あり(5)原材料費（食材、資材等）(6)賞品代　※制限あり(7)備品代　※制限あり(8)報償費（講師・出演者への謝礼等）(9)光熱水費、燃料費等(10)委託費(11)手数料、通信運搬費（電話代、郵送料等）(12)その他活動に必要と認められる経費 | (1)土地や建物（完成品）の購入費(2)酒類の代金(3)給料（スタッフへの賃金等）　※ただし、団体等への謝金は補助対象　とします。(4)補助金、負担金、寄付金　※性質上、活動費と負担金を分類でき　ないものについては補助対象と認め　られる場合がありますので、事前に　ご相談ください。 |

※制限について

食糧費：補助対象経費の２分の１を上限とします。

　会議やイベントでの弁当代等は単価９００円／人まで、お茶代等は単価１６０円／人まで

　とします。

　賞品代：高価なものや換金性の高い商品券等は補助対象外とします。

　備品代：高価な完成品等は補助対象外とします。

　活動に必要な備品の購入や賞品等については、事前にご相談ください。

４．補助金額

　補助金額は、以下の方法で算出します。

　(1) 均等割額：小学校区ごとに一律２００，０００円

　 　　　　（東条学園小中学校は２小学校区とみなします）

(2) 世帯割額：構成する区域内の世帯数×１８０円（１００円未満の端数切り捨て）

(3) 加 算 分：住民自治組織が行う概ね全ての活動が、構成する区域内の全住民を対象に行うものである場合は、上記（１）と（２）の合計金額に７５％を加算します。

（１００円未満の端数切り捨て）

Ａ．加算分がない場合…（１）＋（２）

Ｂ．加算分がある場合…（１）＋（２）＋｛（１）＋（２）｝×０．７５

（１００円未満の端数切捨て）

　　※加算分適用の有無は、別紙⑤「事業の実施計画書」から判断します。また、実績報告時に加算条件を満たしていないと判断した場合は、加算分の返還を求めることがあります。

５．手続きについて

補助金の申請から精算までの流れは以下のとおりです。

補助金交付申請【住民自治組織】

＜提出書類＞

②令和６年度加東市まちづくり活動費補助金交付申請書、③収支予算書、④資金計画書、⑤事業の実施計画書、⑥住民自治組織等登録票、⑦支払金口座振込申出書

↓

補助金交付決定【市】

　　↓

補助金交付請求【住民自治組織】

＜提出書類＞

⑧加東市まちづくり活動費補助金請求書

↓

補助金支払【市】

↓　全活動終了

　　実績報告【住民自治組織】

＜提出書類＞

⑨加東市まちづくり活動費補助金実績報告書、⑩収支決算書、⑪出納簿、⑫食糧関係費用確認票、⑬活動内容報告書（活動時の写真添付）、⑭領収書の写し（レシート可、明細の分かるもの）

活動が終了しましたら、速やかに実績報告書を提出してください。

**提出期限：令和７年４月１１日（金）**

活動日程や支払の関係等で、やむを得ず、上記期限までに実績報告書を提出できない場合はご連絡ください。

６．注意事項

　年度の途中、活動の実施状況や収支内容を確認させていただく場合がありますので、活動の実施内容や参加人数、収支等は随時整理しておいてください。

　活動内容の変更や補助金額に影響するような収支の増減が生じる場合は、必ず事前にご相談ください。

７．その他

　他団体と共催して事業等を行う場合は、事業に主体的に携わり、どのような費用を負担するのかという観点から補助対象の可否を判断します。事前に支出内容等についてご相談ください。

８．提出・お問い合わせ先

〒673-1493　加東市社50番地

加東市市民協働部人権協働課（庁舎１階）

　電話：０７９５－４３－０５４４（直通）

　FAX：０７９５－４２－１７３５

　E-mail：kyoudou@city.kato.lg.jp